

府省名	調査主体	6年度予算額	7年度予算案	増▲減額	反映額
内閣府	本省と近畿財務局の共同調査	1,661,736	1,800,177	138,441	▲2,683

事案の概要

子ども・子育て支援制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育等に対する「地域型保育給付」を設け、市町村の確認を受けた施設・事業の利用に当たって、財政支援を実施している。子どものための教育・保育給付交付金は、地方公共団体の「施設型給付」等の支給に要する費用を交付金として交付するものである。（負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4等）

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 施設型給付等の使途について

施設型給付等の一部が自施設の運営以外に使われていることや、積立資産の保有割合の状況が前回調査から継続していることから、**施設型給付等の使途の在り方を改めて検討するとともに、公定価格の水準についても検証し、適正化すべき。**

2. 公定価格の基準設定等について

- 施設類型別の収支差率に開きがあることを踏まえ、**公定価格の単価設定の水準を検証し、適正化すべき。**
特に、**収支差率が突出して高い地域型保育事業は、適正化の優先度が高いと考えられることから、更なる分析を行い、令和7年度の公定価格見直しへの反映を検討すべき。**
- 恒常的に定員を超過している施設の収支差率が高く、減額調整が趣旨に沿わない運用実態となっている可能性がある。**適正な定員管理を実施するとともに、定員を超過している施設に対しては、実員に応じて機動的に減額調整を行うべき。**
- 施設によっては常に実員が定員を下回っているものの、規模の縮小等が行われず、運営が厳しい施設も存在していると考えられる。**現下の少子化の実情を踏まえつつ、地域における保育提供体制の在り方に関して検討すべき。**

反映の内容等

- 施設型給付等の使途について
- 公定価格の基準設定等について

- **利用定員を超えている状態が一定期間継続する場合の減額調整の要件を、①直前の連続する5年間（幼稚園及び認定こども園（1号認定）にあたっては2年間）常に利用定員を超え、かつ、②各年度の年間平均在所率が120%以上であることとしているところ、待機児童対策として実施していた①の5年間の期間を、令和7年度より2年間とした。**（ただし、過去3年の間に待機児童がいた地方公共団体は1年間を周知期間とし、令和8年度から実施する。）
（反映額：▲2,683百万円）
- 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により、令和7年4月から保育所等における継続的な経営情報の見える化が施行され、施設型給付・地域型保育給付を受ける全ての施設・事業者を対象に経営情報等の報告が義務付けられるとともに、都道府県知事は当該報告の内容について調査及び分析を行い、その結果を公表することが努力義務となる。
こども家庭庁においては、当該情報を基に、幼児教育・保育に従事する保育士等の処遇改善や配置改善等の検証を継続的に行い、それを踏まえ、公定価格の適正な水準設定を適時に行うこととしている。